

令和7年度日本語教師の学び直し・
復帰促進アップデート研修事業

仕 様 書

令和7年10月30日
文部科学省総合教育政策局日本語教育課

1. 事業名

令和7年度日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

2. 目的

日本語教育機関の認定制度や日本語教師の新たな国家資格制度を創設するため、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」という。）が令和5年6月に成立し、令和6年4月より施行された。

この法律において、認定日本語教育機関で日本語教育を行うために必要な知識及び技能に関する日本語教員試験に合格し、文部科学大臣（以下、「大臣」という。）の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、大臣の登録を受けることができる。一定の要件を満たす現職日本語教師等に関しては、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるように、また学び直しの観点も併せて、現職者に向けた講習を行い、日本語教員試験や実践研修の免除を含めた経過措置を設けられている。

本事業は、現職日本語教師等について、「日本語教育のための教員養成について」（平成12年調査研究協力者会議報告）及び「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年審議会報告）以降に新たに加えられた教育内容や近年の状況変化を踏まえ、内容に変更のあった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる知識について、学び直しのための講義映像の作成を行うこと、加えて、現在は現場から離れている「潜在的な」日本語教師が最新の情報に接し、復帰促進につながるためのSNS等を活用した情報発信を行う。これらにより制度移行期間の日本語教師の質的・量的な確保に資するものである。

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年6月2日公布）

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02665.html

3. 事業内容

本事業では、（1）復帰促進のための映像コンテンツの作成、（2）学び直しのための記事作成、（3）広報に関する業務を実施願います。コンテンツの内容や講師等、各業務の詳細については文部科学省と協議のうえ、決定します。

また、本事業に付随する業務（講師とのやり取り、資料作成及び撮影に係る謝金・旅費の支払い、著作権の処理等）を実施し、委託業務完了報告書等と一緒に提出してください。

なお、講師の撮影に係る旅費、講義資料・教材作成に係る諸謝金支払い、関係著作権処理等関係する一切の業務を効率的に実施できるよう企画実施してください。

【参考資料】

①日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版（平成31年3月4日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo_kyoiku/ikenboshu/nihongoiken_kyoshi/index.html

②日本語教師のための教員養成について（平成12年3月30日）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_yosei/

（1）復帰促進のための映像コンテンツの作成

- ・復帰促進のための研修動画 12コマ分（10～20分／コマ） のコンテンツを作成する。
- ・内容は大学教授等の有識者による講義の動画を作成し、文部科学省のYouTubeチャンネルへ掲載予定。

・講師や内容は文部科学省と協議の上、決定する。

※有識者への謝金は委託費より支払うこと。

【想定している動画の内容】

①情報発信

- ・政府施策の動向
- ・日本語教員試験案内・出題範囲解説
- ・在留資格の基本
- ・認定法ポータル案内（マイページ・オープンバッジ）

②研修

- ・養成課程コアカリキュラム区分1（社会文化地域：異文化接触）
- ・養成課程コアカリキュラム区分2（言語と社会：社会言語学）
- ・養成課程コアカリキュラム区分3（言語と心理：習得過程）
- ・養成課程コアカリキュラム区分4（言語と教育：言語教育法）
- ・養成課程コアカリキュラム区分5（言語：日本語の構造）
- ・養成課程コアカリキュラム区分5（言語：音韻音声）
- ・実践研修（日本語を教えるということ）等

（2）学び直しのための記事作成

- ・日本語教育課が運営する「日本語教育 note」(<https://mext-nihongo-gov.note.jp/>)へ掲載するための記事を24本作成すること。

【想定している記事の内容】

学習者オートノミー、行動中心アプローチ、ARCSモデル、新しい教育法PBL・TBLT・CLIL、エンパシー・アサーティブコミュニケーション、特別の教育課程とDLA、評価法1（パフォーマンス評価やルーブリック）、指導法（ブレンディッドラーニング）、ポリティカルコレクトネス、マイクロアグレッション、リキャストとプロンプト、夜間中学、バックワードデザイン、地域日本語教育、継承語教育、言語教育（日本の国語施策）、危機言語と方言、海外日本語教育機関実態調査、評価法2（テスト分析）等

- ・記事の作成にあたってはイラストや画像を取り入れること。

（3）広報に関する業務

- ・リスティング広告等を活用し、日本語教育機関認定法に基づく新制度及び「日本語教育 note」について、SNSを活用し、PRすること。
- ・日本語教育機関認定法に係るフライヤーの作成及び配付（30,000部を予定）

（4）事業の進捗報告等

- ・上記（1）～（3）の業務の進捗状況について、月に1回、事業進捗状況報告書を提出すること。
- ・事業進捗状況報告書の内容をもとに打合せ等を実施する場合がある。

4. 成果物

（1）復帰促進のための映像コンテンツ12コマ分

（データ形式：MP4、データ容量：1～3GB）

（2）学び直しのための記事24本

（3）広報の実績が分かる資料、日本語教育認定法に関するフライヤー（データ及び紙媒体）、送付先一覧

※作成途中であっても状況や内容を確認する可能性がある。

5. 事業対象期間

本事業の対象期間：契約締結日～令和8年3月31日

※ 事業の経費を計上することが出来るのは契約期間のみです。契約日より前に事業に着手することはできません。

6. 納入期限 令和8年3月31日

7. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学総合教育政策局日本語教育課実践研修第一係

8. 事業規模

事業規模は17,745千円(税込)を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 企画・評価会議」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の内容及び実施方法 (50点)

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 広報趣旨と広報対象(年齢及び職種等)が的確に捉えられていること。

1-2 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-2-1 国が作成する映像コンテンツとして妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する〕
- * 1-2-2 国が作成する記事として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する〕
- * 1-2-3 国の広報事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する〕
- * 1-2-4 内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること。

1-3 実施方法の妥当性・独創性

- * 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。
- * 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕

2 広報事業の評価手法 [10点]

2-1 事後評価手法の具体性

- * 2-1-1 客観的な測定効果指標が設定されていること。
- * 2-1-2 効果の評価手法に妥当性があること。

3 事業実施主体の適格性 [32点]

3-1 実施体制の適格性

- * 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕
- * 3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。

3-2 知見・専門性等の有無

- * 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。
- 3-2-2 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有していればその内容に応じて加点する。
- 3-3 実績の有無
 - 3-3-1 過去に動画教育コンテンツの作成や情報発信に関する業務など、本調達に類似の事業を行った実績があればその内容に応じて加点する。
- 3-4 知見・専門性等の有無
 - * 3-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- 5 賃上げを実施する企業に関する指標
 - 5-1 賃上げの表明
 - 以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）
 - 5-1-1 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - 5-1-2 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
 - ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員

等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする